

① 商標の使用をする権利

(1) 専用権

商標権者は、指定商品（役務）と同一の商品（役務）について、登録商標と同一の商標を、独占的に使用する権利を有しています。ただし、専用使用権を設定したときは制限されます。

(2) 禁止権

商標権者は、指定商品（役務）について登録商標に類似する商標の使用、指定商品（役務）に類似する商品（役務）について登録商標の使用、指定商品（役務）に類似する商品（役務）について登録商標に類似する商標の使用を、他人に対して禁止することができます。ただし、他人の禁止権が被れば、自身も使用できなくなります。

(3) 専用使用権

使用許諾（ライセンス）契約をした上で特許庁に設定登録することで、専用使用権者は、指定商品（役務）について登録商標を独占的に使用する権利を与えられます。類似範囲については、他人の使用を禁止できます。

(4) 許諾による通常使用権

使用許諾契約をすることで、通常使用権者は、指定商品（役務）について登録商標を使用することができます。類似範囲については、商標権者が禁止権を行使しない旨を契約しておくといは、商標権者が他に使用許諾しない旨の特約をした独占的通常使用権にすることもあります。なお、特許庁に設定登録しておけば、商標権が他人に移転されても新商標権者に対して通常実施権の存在を主張できます。

(7) 団体構成員等の権利

（地域）団体商標で登録した場合、団体の構成員は、指定商品（役務）について登録商標を使用できます。

(8) 先使用権（先使用による商標の使用をする権利）

他人の商標登録出願前から指定商品（役務）について登録商標を長年に渡り使用していた結果、他人が商標登録出願をした時点で、自身の商標として近隣都道府県まで知れ渡っていれば、その商標を使用する権利が認められる場合があります。

(9) 中用権（無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利）

同一又は類似の商品・役務について同一又は類似の商標が他人にも登録されていて、審判により自己の商標登録が無効にされてしまった場合、無効審判の請求登録前の使用により自己の商標として近隣都道府県まで知れ渡っていれば、その商標を使用する権利が認められる場合があります。

(10) 後用権

無効になった商標権が再審により回復した場合、無効審決が確定してから再審の請求登録前の使用により自己の商標として近隣都道府県まで知れ渡っていれば、その商標を使用する権利が認められる場合があります。

(11) 特許権等の存続期間満了後の商標の使用をする権利

商標登録出願と同日以前に出願された特許権等が商標権と抵触していて、その特許権等の存続期間が満了したときに、原特許権者等にその商標を使用する権利が認められる場合があります。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp